平成２８年（フ）第６９号
三重県伊賀市山出1799番地　ジエムフォレストＢ105
債務者　上村　美江
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１５３号
三重県桑名市大字下深谷部4878番地
債務者　水谷　　茂
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
三重県四日市市大字西阿倉川1140番地17
債務者　諸岡　美幸
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１０３５号
京都市伏見区醍醐上山口町60番地　市営住宅醍醐南団地10―407
債務者　豊嶋　好一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７７号
京都市上京区今出川通千本東入般舟院前町129番地　デトム・ワン今出川通902
債務者　松岩　政男
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０９号
京都市伏見区羽束師鴨川町48―７　ダックリバーハイツ202松下紗矢佳方、住民票上の住所京都府京丹後市峰山町御旅44番地の２
債務者　今西由佳理
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
佐賀県鹿島市大字納富分4885番地１　市営井手分住宅12―６号
債務者　植松　善一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４４０号
熊本市東区長嶺東５丁目４番80―205号フォーリアＩ
債務者　堀口　博史
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４４５号
熊本市北区津浦町12番73号
債務者　片山　幸江
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４５２号
熊本市西区谷尾崎町627番地２、前住所熊本市西区中原町1076番地７　グリナージュ中原202
債務者　古場ひとみ
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４８号
愛知県津島市瑞穂町２丁目14番地４　瑞穂住宅31号
債務者　後藤　秀樹
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２３５号
大阪市西成区玉出東２丁目２番27号玉出ハイツ21　406号
債務者　富高　信男
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８６７号
大阪府寝屋川市木屋元町９番24―501号
債務者　土屋　健一
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８６８号
大阪府寝屋川市木屋元町９番24―501号
債務者　土屋美栄子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６３３号
大阪府枚方市枚方元町４番30―304号
債務者　水越　康亮
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５号
北海道茅部郡森町字鳥崎町208番地３
債務者　冨谷　翔太
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２９９号
北海道北斗市七重浜２丁目35番４号　ハイツ21世紀　Ｂ102
債務者　伏見　弥生
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３００号
北海道亀田郡七飯町緑町１丁目７番18号
債務者　村田　昭子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
函館地方裁判所